

建築物の木造化及び木質化に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第15条第1項に基づき、一般社団法人東京建築士会(以下「甲」という。)と東京都(以下「乙」という。)は、建築物の木造化及び木質化に係る先進的な技術の普及等の促進のため、建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想(甲による木材の利用の促進に関する構想)

(1) 構想の内容

甲は、建築士を中心として、建築物における木造化及び木質化による木材利用を促進し、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成等に貢献する。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

前項の構想を達成するため、甲は、次に掲げる取組を行う。

ア 建築物における多摩産材をはじめとする国産木材(以下「多摩産材等」という。)の利用の促進に向け、乙と情報共有及び意見交換等を行う。

イ 建築士に対し、建築物の木造化及び木質化に係る先進的な技術の普及等に関する情報提供を実施する。

ウ 中大規模木造設計セミナーの実施など、関係団体と協力し、建築物の木造化及び木質化に係る技術者の育成を行う。

エ 多摩産材等の利用促進及び建築物の木造化及び木質化に関する乙の施策の周知に協力する。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、情報共有・意見交換への協力、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

4 構想の対象区域

東京都内全域

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から5年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、年度末時点の事業実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。加えて、甲は、協定終了年度末時点において協定全体に係る協定実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用(平成18年12月5日付18産労農森第483号)4(6)の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月9日

甲 東京都中央区日本橋富沢町11番1号富沢町111ビル5階
一般社団法人東京建築士会
会長 古谷 誠章

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子